

10746P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

46

国税徴収法

理論マスター



令和6年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！

はじめに

税理士試験の試験科目の一つに国税徴収法があるが、受験勉強においては何と云ってもその基礎理論の体得が大切となる。

しかも、本試験において問われる「理論問題」「設例問題」「例示計算問題」といかなる出題形式の問題へも対処できるよう、徹底した習得を図ることが必要とされる。

国税徴収法はいわゆる「滞納処分法」としての手続規定を中核とし、これに「第二次納税義務」などの実体的な規定が加味され、さらにこれが国税通則法中の関係条項と密接に連携しており、これらの関連において、その内容が十分に咀嚼されることが肝要である。

本書は国税徴収法を、その体系別に配列し、各セクションの別に従って、重要論点をピックアップ、基礎理論を展開している。本書の学習により、国税徴収法の体系的な理解と様々な問題への応用力が身に付くよう各位の便に資した。

皆様の御健闘を祈る次第である。

(本書は令和5年7月までの施行法令に準拠している。)

T A C 税理士講座

凡	例
法	国税徴収法
令	国税徴収法施行令
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
引 用 例	
法15①二	国税徴収法第15条第1項第二号

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

CONTENTS

目 次

テーマ 1 : 国税と他の債権との調整

1-1	国税の一般的優先の原則	2
1-2	国税及び地方税の調整	3
1-3	留置権の優先	4
1-4	不動産保存の先取特権等の優先	5
1-5	法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先	6
1-6	質権又は抵当権の優先	8
1-7	担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収	10
1-8	担保仮登記の優先とその滞納処分との関係	12
1-9	譲渡担保権者の物的納税責任	14
1-10	国税及び地方税等と私債権との競合の調整	18

テーマ 2 : 第二次納税義務

2-1	第二次納税義務の通則的な徴収手続	20
2-2	各種第二次納税義務の態様	22

テーマ 3 : 滞 納 処 分

3-1	滞納処分による差押えの要件	30
3-2	第三者の権利の目的となっている財産の差押換	32
3-3	相続があった場合の財産の差押換	34
3-4	差押えにおける留意規定	36
3-5	各種財産の共通的な差押手続	39
3-6	動産又は有価証券の差押え	40
3-7	第三者が占有する動産等の差押えに当たっての第三者の権利の保護	42
3-8	債権の差押え	46
3-9	不動産の差押え	48
3-10	船舶又は航空機の差押え	49
3-11	自動車、建設機械又は小型船舶の差押え	50
3-12	第三債務者等がない無体財産権等の差押え	52
3-13	第三債務者等がある無体財産権等の差押え	54
3-14	差押えの一般的効力	56

3-15	差押えの解除	60
3-16	交付要求	64
3-17	参加差押	66
3-18	財産の調査	70

テーマ4：換 価・配 当

4-1	換 価	74
4-2	換価の効果	86
4-3	配 当	88

テーマ5：徴収緩和制度

5-1	災害等による納税の猶予	92
5-2	通常の納税の猶予	98
5-3	課税遅延に基づく納税の猶予	104
5-4	換価の猶予	110
5-5	滞納処分の停止	116

テーマ6：保全処分・国税の担保

6-1	繰上請求	120
6-2	保全差押	122
6-3	繰上保全差押	126
6-4	保全担保	130
6-5	国税の担保	132
6-6	納付委託	136
6-7	納付義務の承継	138
6-8	連帯納付義務	140

テーマ7：そ の 他

7-1	国税の処分に対する不服申立てと国税の徴収との関係	142
7-2	罰 則	146
7-3	国税通則法及び国税徴収法の目的	148

《参 考》

過年度本試験問題	150
慣用語の知識	230

テーマ1

国税と他の債権との調整

1-1

国税の一般的優先の原則

[ランクA]

1. 国税優先の原則 (法8)

重要度◎

国税は、納税者の総財産について、別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

2. 強制換価手続の費用の優先 (法9)

重要度◎

納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その換価代金につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

3. 直接の滞納処分費の優先 (法10)

重要度◎

納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立って徴収する。

4. 強制換価の場合の消費税等の優先

重要度◎

(1) 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例 (国通法39)

- ① 税務署長は、消費税等（消費税を除く。以下同じ。）の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税等の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税等を徴収することができる。
- ② 税務署長は、消費税等を徴収するときは、あらかじめその執行機関及び納税者に対し、徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。
- ③ その通知があった場合において、その換価がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税等が決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、交付要求とみなす。

(2) 強制換価の場合の消費税等の優先 (法11)

強制換価の場合の消費税等の徴収の特例等の規定により徴収する消費税等（その滞納処分費を含む。）は、差押先着手による国税の優先等の規定にかかわらず、その徴収の基因となった移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だって徴収する。

1-2

国税及び地方税の調整

[ランクA]

1. 差押先着手による国税の優先 (法12)

重要度◎

- (1) 納税者の財産につき国税の滞納処分による差押えをした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があったときは、その差押えに係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だって徴収する。
- (2) 納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押えがあった場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押えに係る国税又は地方税に次いで徴収する。

2. 交付要求先着手による国税の優先 (法13)

重要度◎

納税者の財産につき強制換価手続（破産手続を除く。）が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があったときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だって徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

3. 担保を徴した国税の優先 (法14)

重要度◎

国税につき徴した担保財産があるときは、上記1又は2の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だって徴収する。

1-3

留置権の優先

[ランクB]

1. 内容 (法21①)

重要度◎

留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。

この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は担保のための仮登記により担保される債権に先立って配当するものとする。

2. 留置権がある事実の証明 (法21②)

重要度◎

上記1の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

3. 証明の時期 (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあつては、留置権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

1-4

不動産保存の先取特権等の優先

[ランクB]

1. 内容 (法19①)

重要度◎

次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- (1) 不動産保存の先取特権
- (2) 不動産工事の先取特権
- (3) 立木の先取特権
- (4) 商法等の先取特権
- (5) 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

2. 先取特権がある事実の証明 (法19②)

重要度◎

上記1(3)から(5)まで(3)の先取特権で登記したものを除く。)の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

3. 証明の時期 (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあつては、先取特権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

《参考》 不動産保存・不動産工事の先取特権と抵当権の関係(民法339条)

不動産保存の先取特権、不動産工事の先取特権は、先に登記した抵当権に優先して弁済を受けることができる。

1-5

法定納期限等以前にある不動産賃貸の
先取特権等の優先

〔ランクB〕

1. 内容 (法20①)

重要度○

次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- (1) 不動産賃貸の先取特権
- (2) 不動産売買の先取特権
- (3) 借地借家法等の先取特権
- (4) 登記をした一般の先取特権

2. 先取特権がある事実の証明 (法20②)

重要度○

上記1(1)の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

3. 証明の時期 (令4①③)

重要度○

上記2の証明は、滞納処分にあつては、先取特権がある事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

テーマ1 国税と他の債権との調整

(MEMO)

1-6

質権又は抵当権の優先

[ランクA]

1. 内容

重要度◎

(1) 法定納期限等以前に設定された質権又は抵当権の優先 (法15①、16)

納税者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合において、その質権又は抵当権が国税の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

(2) 譲受前に設定された質権又は抵当権の優先 (法17)

納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2. 質権設定の事実の証明 (法15②)

重要度◎

上記1の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。

この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は次に掲げる書類によってしなければならない。

- (1) 公正証書
- (2) 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書
- (3) 郵便法による内容証明を受けた証書
- (4) 電磁的方式による確定日付が付与された電磁的記録の内容を証する書面

3. 証明の時期 (令4①③)

重要度◎

上記2の証明は、滞納処分にあつては、質権設定の事実を証する書面又はその事実を証するに足りる事項を記載した書面を売却決定の日の前日までに税務署長に提出するものとする。

4. 質権設定の事実を証明しなかった場合の他の質権との優先劣後に関する特例 (法15④)

重要度◎

上記1(1)の質権を有する者は、上記2の証明をしなかったため国税におくれる金額の範囲内においては、上記1(1)の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

5. 質権及び抵当権の優先額の限度等

重要度○

(1) 根質又は根抵当の場合の優先債権額についての特例 (法18①)

上記1の規定に基づき国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押え又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。

ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

(2) 質権又は抵当権の被担保債権額の増額の登記がされた場合 (法18②)

質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、上記1の規定を適用する。

《参考》法定納期限等

法定納期限等は、納税者と取引をする第三者が、その納税者の国税の発生を予測できる時期をいい、個々の場合において適当と認められる期限が定められている。

《参考》法定納期限

国税に関する法律に定められている本来納付すべき期限をいう。

《参考》納期限

納付すべき税額の確定した国税を実際に納付すべき期限をいう。

《参考》抵当権の順位 (民法373条)

同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

《参考》動産質権の順位 (民法355条)

同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による。

1-7

担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収〔ランクA〕

1. 要件 (法22①)

重要度◎

次のすべての要件に該当するときは、譲渡財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によって担保される債権につきその質権者又は抵当権者が配当を受けるべき金額のうちから譲渡人の国税を徴収することができる。

- (1) 納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したこと。
- (2) 納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められること。

2. 徴収手続

重要度○

(1) 質権者等に対する通知 (法22④)

税務署長は、上記1により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

(2) 交付要求 (法22⑤)

税務署長は、上記1の譲渡財産につき強制換価手続が行われた場合には、上記1により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

(3) 質権又は抵当権の代位実行 (法22③)

税務署長は、上記1により国税を徴収するため、質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

3. 徴収できる金額の範囲 (法22②)

重要度◎

上記1により徴収することができる金額は、(1)の金額から(2)の金額を控除した額をこえることができない。

(1) 本来の配当金額

譲渡財産の換価代金から質権者又は抵当権者がその被担保債権について配当を受けるべき金額

(2) 仮定配当金額

譲渡財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき譲渡人の国税の交付要求があったものとした場合に質権者又は抵当権者がその被担保債権に

税理士受験シリーズ
2024年度版 46 国税徴収法 理論マスター

発行日 2023年8月25日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10746P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。